

平成 30 年度後期授業料免除

申請書類配付について

Application Document Distribution for Tuition Exemption for 2nd Semester in 2018

【 書類配付期間 Document Distribution Period 】

平成 30 年 7 月 9 日 (月) ~

平成 30 年 8 月 7 日 (火)

Monday, July 9th, 2018 to Tuesday, August 7th, 2018

- ※ 土日を除く。
- ※ 坂本地区・片淵地区で文教に来られない方、社会人大学院生で県外在住の方は、学生支援センター(経済支援コーナー)へ相談ください。
- ※ 期間を過ぎての配付は一切行いません。
- ※ 懲戒処分を受けた場合、申請することができない期間があります。

- ※ Weekday only
- ※ Students on Sakamoto or Katafuchi campus who cannot visit Bunkyo campus and graduate students who are non-citizen of Nagasaki Prefecture should consult Student Support Center.
- ※ Distribution after the distribution period above will not be done.
- ※ If you are subjected to disciplinary action, there is the term you cannot apply for the tuition waiver.

- ・ 日本学生支援機構の給付型奨学金を受給する学生は、別途申請が必要になりますので、学生支援センター窓口にお尋ねください。
- ・ 平成 28 年熊本地震にて被災した世帯の学生で家計急変となった者についても申請を受け付けますので(罹災証明書が必要)、申請書類を取りに来てください。提出された書類により審査を行います。書類を提出したことで免除を保証するものではありませんのでご注意ください。